2016年度夏季の電力需給対策について

2016年5月13日電力需給に関する検討会合

2016 年度夏季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力需給検証小委員会による需給見通しを踏まえて、2016年度夏季の電力需給対策を決定する。

1. 2016 年度夏季の電力需給見通し

2016年度夏季の電力需給は、猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、一定程度改善し、電力会社間の融通なしで、いずれの電力会社でも電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しである。

ただし、引き続き、火力発電所における震災特例等による定期検査の繰延べ や震災前に長期停止していた火力発電所の稼働等を前提としているとともに、 火力発電に大きく依存しており、大規模な電源脱落や想定外の気温の上昇によ る需要増に伴う供給力不足のリスクがあることに十分留意が必要な状況であ る。

<2016 年8月の電力需給見通し>

| 最大電力需要 | 6,650 | 428 | 1,412 | 4,810 | 8,900 | 2,567 | 2,567 | 545 | 1,114 | 543 | 1,564 | 15,550 | 154 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-------|
| 供給力 | 7,230 | 515 | 1,514 | 5,201 | 9,737 | 2,739 | 2,778 | 605 | 1,259 | 574 | 1,782 | 16,967 | 224 |
| 供給-需要 | 580 | 87 | 102 | 391 | 837 | 172 | 211 | 60 | 145 | 31 | 218 | 1,417 | 70 |
| 予備率 | 8.7% | 20.2% | 7.3% | 8.1% | 9.4% | 6.7% | 8.2% | 11.1% | 13.0% | 5.8% | 13.9% | 9.1% | 45.7% |

(参考)仮に伊方原子力発電所3号機が再稼働した場合の試算

| 最大電力需要 | 6,650 | 428 | 1,412 | 4,810 | 8,900 | 2,567 | 2,567 | 545 | 1,114 | 543 | 1,564 | 15,550 | 154 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 供給力 | 7,230 | 515 | 1,514 | 5,201 | 9,804 | 2,739 | 2,778 | 605 | 1,259 | 641 | 1,782 | 17,034 | 224 |
| 供給-需要 | 580 | 87 | 102 | 391 | 904 | 172 | 211 | 60 | 145 | 98 | 218 | 1,484 | 70 |
| 予備率 | 8.7% | 20.2% | 7.3% | 8.1% | 10.2% | 6.7% | 8.2% | 11.1% | 13.0% | 18.1% | 13.9% | 9.5% | 45.7% |

2. 2016 年度夏季の電力需給対策

(1) 需給ひつ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備え として、以下の対策を行う。

- ①発電所等の計画外停止のリスクを最小限にするため、電力会社に対して、 発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。
- ②電力の安定供給を確保するため、電力広域的運営推進機関に対して、電力会社管内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、他の電力会社に対し、速やかに融通を指示するなど必要な対応を講じることを要請する。
- ③電力会社に対して、ディマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図る ことを要請する。
- ④産業界や一般消費者と一体となった省エネキャンペーン等を実施し、2030年度に向けた徹底した省エネの取組を進めていく。

(2)ひつ迫に備えた情報発信

- ①電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を行うとともに、民間事業者等(インターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。
- ②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、 「需給ひっ迫警報」を発出し、節電の協力を要請する。